

国立大学法人電気通信大学における大型設備の調達に関する取扱細則

制定 平成16年4月9日細則第16号
最終改正 令和7年2月21日細則第11号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学における大型設備の調達（2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束が適用される設備の調達をいう。以下同じ。）を行う場合の取扱いについて、他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 大型設備の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を行うため、仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について専門的観点から審議する。

- (1) 設備の機能及び性能等に関する事項
- (2) その他仕様の策定に関し必要と認める事項

(委員)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 設備を使用しようとする者 2名以上
- (2) 設備に関し専門的知識を有する者 2名以上
- (3) 設備の調達を担当する課長補佐又は係長の職にある者 1名以上
- (4) その他学長が必要と認める者

(委員の委嘱)

第5条 委員は、学長が委嘱する。

- 2 学長は、必要と認めた場合は、他大学等の所属職員を委員に委嘱することができる。
- 3 委員の委嘱は、別紙様式第1号により行う。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(審議上の留意事項)

第8条 委員会は、可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ、公平に設備に関する関係

資料等の収集を行う。

- 2 仕様内容は、教育研究上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定する。
- 3 委員会は、仕様内容の原案について可能な限り多数の供給者に対して公平に説明会を開くなどにより説明を行い、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定する。
- 4 委員会は、仕様の策定過程において、教育研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に学長の承認を得る。
- 5 委員会は、審議内容についての議事要旨を作成する。

(委員会の報告)

第9条 委員会は、仕様を作成したときは、報告書を作成して学長に報告する。

(技術審査)

第10条 契約責任者は、応札者から提出された書類等に基づき、応札者の提案した設備が本学の仕様に適合しているかどうかについての審査（以下「技術審査」という。）を行う。

- 2 契約責任者は、技術審査を行うに当たり、国立大学法人電気通信大学会計責任者等任免取扱規程第5条第2項の規定に基づき、補助者（以下「技術審査職員」という。）を複数発令することができる。
- 3 技術審査に当たっては、応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成する。
- 4 技術審査職員は、技術審査の結果について報告書を作成し、前項の応札仕様の一覧表等を添付して、契約責任者に報告する。
- 5 技術審査職員と委員との兼任は、原則として認めない。

(不合格の通知)

第11条 契約責任者は、技術審査の結果不合格となった応札者に対しては、別紙様式第2号により通知する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日細則第12号)

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日細則第18号)

この細則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

*改正協定が平成26年4月16日に効力を生じたため、同日付けで施行する。

附 則 (平成31年3月28日細則第30号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月21日細則第11号)

この細則は、令和7年3月31日から施行する。

別紙様式第1号（第5条関係）

（元号） 年 月 日

委 嘱 状

職
氏名

殿

電気通信大学長

印

あなたを、下記のとおり仕様策定委員会委員として委嘱します。

記

1 事務の範囲

の調達に関する仕様策定

2 任 期

（元号） 年 月 日から（元号） 年 月 日まで

3 遵守事項

仕様策定に当たっては、「国立大学法人電気通信大学における大型設備の調達に関する取扱細則」第8条の規定を遵守すること。

別紙様式第2号（第11関係）

（元号） 年 月 日

社名
代表者 殿

契約責任者
国立大学法人電気通信大学 理事

技術審査結果について（通知）

（元号） 年 月 日に入札公告した「 」の調達に係る貴社提出の仕様については、技術審査の結果、下記の理由により本学が提出した要件を満たしていないため不合格となりましたので、お知らせします。

記

（理由）